

平成21年度雇用失業統計研究会（第3回）

会 議 次 第

平成22年3月10日（水）

総務省統計局6階特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 実労働時間の適切な把握について

(2) 雇用契約期間の実態把握について

(3) 就業と結婚，出産，子育て，介護等の関係を分析するための集計事項について

(4) その他

3 閉 会

<配布資料>

資料1 労働時間の把握について

資料2 雇用契約期間の把握について

労働時間の把握について

1 趣旨

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。」とされた。

また、現在の労働力調査では月末1週間の週間就業時間を調査しているが、年によって祝日やその振替休日が含まれることや曜日構成が変動する影響があるため、平均週間就業時間等の対前年同月比や年平均結果をみる場合は注意が必要とされている。

これらを踏まえ、雇用・労働関係の統計調査において、労働時間関連の調査事項の見直し及び実労働時間の推計方法について検討する。

2 海外の動向

平成20年にILO第18回国際労働統計家会議が開催され、労働時間の測定に関する決議の中で、各国において就業時間をより詳細に把握することが求められた。

○労働時間の測定に関する決議で把握すべきとされている事項

- ・年間総実労働時間
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり平均年間実労働時間
上記が不可能であれば
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり週当たり平均実労働時間

○上記について、分析すべきとされている属性

- ・性別、従業上の地位別、年齢別、産業別、制度部門別
- ・その他として、教育、職業、労働時間設定、フォーマル/インフォーマルのセクター別、就業状態別

※現在の対応状況

調査している項目

- 月末1週間の週間就業時間（労働力調査）
- ふだんの週間就業時間（就業構造基本調査，社会生活基本調査）

分析可能な項目

- 男女別，従業上の地位別，年齢別，産業別，職業別（労働力調査）

3 検討事項

ILOの労働時間の測定に関する決議で求められている「年間総実労働時間」の属性別の把握について、必要な項目及び推計方法を検討する。

(1) 実労働時間の推計方法について

労働力調査を用いて、月末1週間の労働時間から月ベースの労働時間を推計し、12か月分を合算することで年間ベースの労働時間を推計する方法を検討

月ベースの実労働時間の推計方法

(案1) 月末1週間の1日当たりの平均労働時間（所定外の実労働時間を含む）から推定

- ・ 月末1週間の1日当たりの平均労働時間＝月末1週間の労働時間÷月末1週間に仕事をした日数
 - ・ 1か月間の推定実労働時間＝月末1週間の1日当たりの平均労働時間×1か月間に仕事をした日数
- ※ は新たに把握する必要がある事項

(設問イメージ)

問1 あなたの性別についてお答えください	ア <input type="checkbox"/> 男性	イ <input type="checkbox"/> 女性
問2 あなたの年齢についてお答えください。（平成22年●月×日現在）	<input type="text"/> 歳	
問3 月末1週間に仕事をしたかどうかについてお答えください ※ 仕事とは、収入をとまなう仕事をいい、自家営業の手伝いや内職も含めます	仕事をしなかった人のうち	
ア <input type="checkbox"/> おもに仕事 イ <input type="checkbox"/> 通学のかたわらに仕事 ウ <input type="checkbox"/> 家事のかたわらに仕事	エ <input type="checkbox"/> 仕事を休んでいた オ <input type="checkbox"/> 仕事を探していた	カ <input type="checkbox"/> 通学 キ <input type="checkbox"/> 家事 ク <input type="checkbox"/> その他
問4 月末1週間に仕事をした時間についてお答えください ※ 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください	<input type="text"/> 時間	
問5 月末1週間に仕事をした日の合計についてお答えください ※ 1時間でも仕事をした日は含めてください	<input type="text"/> 日	
問6 当月1か月間に仕事をした日の合計についてお答えください ※ 1時間でも仕事をした日は含めてください	<input type="text"/> 日	
問7 勤め先での従業上の地位についてお答えください ※ 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人 ※ 日雇とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます ※ 自営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます	ア <input type="checkbox"/> 常雇の人 ウ <input type="checkbox"/> 日雇の人 オ <input type="checkbox"/> 自営業主 イ <input type="checkbox"/> 臨時雇の人 エ <input type="checkbox"/> 会社などの役員 カ <input type="checkbox"/> その他	
問8 勤め先での呼称についてお答えください	ア <input type="checkbox"/> 正規の職員・従業員 ウ <input type="checkbox"/> アルバイト オ <input type="checkbox"/> 契約社員・嘱託 イ <input type="checkbox"/> パート エ <input type="checkbox"/> 労働者派遣事業所の派遣社員 カ <input type="checkbox"/> その他	

(長所)

○ 自営業者や裁量労働制の雇用者であっても回答可能と考えられる。

(短所)

○ 所定外の実労働時間を含んだ上記案は、月末1週間のデータから推計した時間数であるため、月末に残業が多くなる職種では、過大推計となる可能性が高い。

(案2) 月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない)に、1か月間の所定外の実労働時間を加えて推定

- ・ 月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない) =
 $(\text{月末1週間の労働時間} - \text{月末1週間の所定外の実労働時間}) \div \text{月末1週間に仕事をした日数}$
 - ・ 1か月間の推定実労働時間 =
 $\text{月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない)} \times$
 $\text{1か月間に仕事をした日数} + \text{1か月間の所定外の実労働時間}$
- ※ は新たに把握する必要がある事項

(設問イメージ)

問1 あなたの性別についてお答えください 男性 女性

問2 あなたの年齢についてお答えください (平成22年●月×日現在) 歳

問3 月末1週間に仕事をしたかどうかについてお答えください
※仕事とは、収入をとまなう仕事をいい、自家営業の手伝いや内職も含めます

おもに仕事
 通学のかたわらに仕事
 家事のかたわらに仕事

仕事を少しもしなかった人のうち

仕事を休んでいた
 通学
 仕事を探していた
 家事
 その他

問4 月末1週間に仕事をした時間についてお答えください
※副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください 時間

問5 月末1週間に所定外の実労働(早出、残業、休日労働など)をした時間についてお答えください 時間

問6 月末1週間に仕事をした日の合計についてお答えください
※1時間でも仕事をした日は含めてください 日

問7 当月1か月間に所定外の実労働(早出、残業、休日労働など)をした時間についてお答えください 時間

問8 当月1か月間に仕事をした日の合計についてお答えください
※1時間でも仕事をした日は含めてください 日

問9 勤め先での従業上の地位についてお答えください
※臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人
 ※日雇とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
 ※自営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます

常雇の人 日雇の人 自営業主
 臨時雇の人 会社などの役員 その他

問10 勤め先での呼称についてお答えください

正規の職員・従業員 アルバイト 契約社員・嘱託
 パート 労働者派遣事業所の派遣社員 その他

(長所)

○月末1週間と1か月間の所定外の実労働時間(残業時間)を捉えることで、案1に比べて精度が向上すると考えられる。

(短所)

○1か月間の所定外の実労働時間(問7)については、正確な回答が得にくい可能性がある。

(2) 実労働時間として把握すべき範囲について

労働力調査	ILO第18回国際労働統計家会議における「労働時間の測定に関する決議」
<p>【実労働時間に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入を目的とする仕事に直接関係する活動 ・農業における肥料の運搬・農機具の手入れなど農業経営に直接つながる作業をした時間 ・本業のほか副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした時間 <p>【実労働時間に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅と職場との間の通勤時間 ・食事時間等の休憩時間 ・自分の家の家事・無報酬の奉仕作業などをした時間 	<p>【実労働時間に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動に関連して費やされる時間 ・仕事着を着るための着替え時間、仕事場の清掃 ・オンコール職務： 職場に呼び戻される瞬間から費やした時間、必要な移動時間（例えば家から仕事場まで）も含まれる。 ・仕事場所間の移動時間 ・仕事に必要とされる訓練 ・短時間の休息又はコーヒータイム等の休憩時間 <p>【実労働時間に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅と職場との間の通勤時間 ・食事時間等の休憩時間 ・仕事に必要とされていない教育活動に費やされる時間

4 研究会での主な意見

- ・「月末1週間の労働時間」を活用して推計を行う場合、祝日等の影響を受ける。このため、その月（あるいは週）に何日休んだかという情報は有用
- ・時間単位の休暇まで把握することについては、女性による時間休の利用の増加も考えられ、有用ではあるが、把握が難しいこともあり、現段階ではそこまでは必要ないのではないか。

5 対応の方向性（案）

労働力調査の労働時間関連の項目の充実を視野に入れ、試験的な検証（アンケートの実施等）を行い、その結果を踏まえつつ、引き続き実労働時間の把握方法、推計方法について検討する。

雇用契約期間の把握について

1 趣旨

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。」とされた。

これを踏まえ、雇用・労働関係の統計調査において、雇用契約期間関連の調査事項の見直しについて検討する。

2 検討事項

- ・雇用契約期間の把握に関する調査への導入方法について
- ・雇用契約期間の把握の頻度、構造統計との関係について

3 研究会での主な意見

＜雇用契約期間の把握に関する調査への導入方法について＞

- ・現状では、雇用契約の明示が不十分で雇用者が自身の契約について、明確に認識していないケースもあると思われるなど、回答内容の信頼性の問題があるため、毎月調査することは慎重に検討した方がよい。

※平成20年度に実施したアンケート結果では、雇用契約時に書面で説明があったと回答した者は6割程度にとどまることや、従業上の地位と雇用契約期間との間で矛盾がある点などいくつかの問題点が見られた。

- ・世帯の記入負担増となるため、スクラップ&ビルドの観点からの検討も必要。

＜雇用契約期間の把握の頻度、構造統計との関係について＞

- ・毎月調査する必要性はないが、年1回程度できればよいのではないか。
- ・経常調査で全てを把握することは無理があり、構造統計調査を活用することも考えるべき。

4 対応の方向性（案）

調査への導入については、回答内容の信頼性の問題や雇用契約期間の詳細な情報を、毎月経常的に把握する必要性は低いと考えられることなどから、雇用契約期間を取り巻く状況等をみながら、構造統計調査（就業構造基本調査）を活用することも見据えて引き続き検討する。

（ただし、就業構造基本調査に導入する場合でも記入者負担の問題などから、就業構造基本調査で把握している他の調査事項との優先度について検討する必要がある。）